就職活動におけるハラスメント防止に関する基本指針

1. はじめに

三協ラボサービスは、すべての応募者が安心して選考に臨めるよう、採用活動においては関係者に対して方針の周知を行い、求職者の人格や多様性を重視した、公正で誠実な対応を行います。
採用の場における求職者の信頼を損なう行為は、企業の信用に直結することを理解・認識し、関係するすべての関係者が適切な言動を取るよう徹底します。

2. 当社における就活等ハラスメントの定義

求職者等に対して求職活動中に当社が雇用する社員等によって行われる、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等をいいます。

※求職活動とは求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、SNS 等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加など

※求職者等セクハラは、男性も女性も、加害者にも被害者にもなり得ます。異性に対するものだけでなく同性に対するものも該当します。また相手の性的指向（①）又はジェンダーアイデンティティ（②）にかかわらず該当することがあり得ます。

① 恋愛又は性愛がいずれの性別を対象とするか
② 自己の性別についての認識

3. 就活等ハラスメントへの対応

就活等ハラスメント防止のため次の対応を行います。

・全社員に対してハラスメント防止意識を根付かせるための関連資料・研修資料を配布します
・社員が職場外で応募者と接触する場合には、新卒採用委員会等へ事前報告し、接触時の注意事項を確認・共有した後とします
・面接や面談（リモート含む）においては複数名での対応を原則とし、面会記録等を残します
・相談や通報があった場合は、速やかに事実確認を行い、ハラスメント行為が確認できた場合は関係する社員に対して適切な対応・措置を行います
・ハラスメントの事実が確認された場合は、応募者への謝罪と状況回復に向けての対応を行い再発防止に努めます。また相談や通報を行ったことが当社の選考・合否判断に影響を及すことは一切ありません

4. 相談・通報窓口

三協ラボサービス株式会社　コンプライアンス推進窓口

メール　compliance_desk@sankyolabo.co.jp
電話　03-3656-5530（総務部直通）

2026年10月1日
三協ラボサービス株式会社
代表取締役　椎橋明広